別表一　記載要領

1　この表は、法第６条第１号から第３号までに掲げる法人が確定申告（法第19条第１項の規定による申告書の提出をいう。第３号において同じ。）又は仮決算による中間申告（法第17条第１項の規定による申告書の提出をいう。第３号において同じ。）をする場合に記載すること。

2　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3　「課税事業年度分の地方法人税　　申告書」の空欄には、確定申告をする場合は「確定」と、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告（修正申告書の提出をいう。第６号において同じ。）をする場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合は、その旨を併せて記載すること。

4　「普通法人等の場合（法人税申告書別表一(一)「４」＋「５」＋「７」）又は（法人税申告書別表一の二(一)「４」＋「５」＋「７」）」　⑴　の欄は、法人税法施行規則別表一(一)「10」又は別表一の二(一)「10」で外書きした金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

5　「その他の法人の場合（法人税申告書別表一(二)「８」、別表一(三)「８」、別表一の二(二)「８」又は別表一の二(三)「８」）」　⑵　の欄は、法人税法施行規則別表一(二)「８」、別表一(三)「８」、別表一の二(二)「８」又は別表一の二(三)「８」で外書きした金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

6　「この申告による還付金額　⑾－⑽　⑬」の欄の外書には、法人税法第80条第５項（同法第81条の31第４項又は第145条第１項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出する場合に、同法第80条第１項に規定する還付所得事業年度又は同法第81条の31第１項に規定する還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度の法第23条第１項に規定する確定地方法人税額のうち、法人税法第80条第１項（同条第４項又は同法第145条第１項において準用する場合を含む。）又は第81条の31第１項の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載すること。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に法第23条第１項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは当該還付加算金の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載すること。

7　「欠損金の繰戻しによる還付金額　⑱」の欄は、法第23条第１項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載すること。